

第179回 定時株主総会招集ご通知

北海道瓦斯株式会社

証券コード 9534

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃より当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループでは北ガスグループ経営計画「Challenge2030」に取り組んでおります。フェーズ1と位置付けた2024年度までの3年間では、お客さま件数・販売量を着実に伸長させ、お客さま基盤の拡大を進めました。また、情報プラットフォーム「Xzilla（くじら）」をリリースし、事業構造改革の基盤を整備するとともに、再エネ電源の開発・地域連携を通じ、環境価値の創出・活用ノウハウを積み上げてまいりました。

2025年度からスタートするフェーズ2では、事業環境の変化に関わらず高いレベルの収支を維持しながら、次代に繋がる成長投資と強固な事業基盤を構築することに重点を置いて取り組んでまいります。

当社はこれからも「安全・安心・安定供給」を第一に、地域の皆さまから信頼される企業グループを目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

北海道瓦斯株式会社

代表取締役社長 川村 智郷

招集ご通知 構成

第179回定時株主総会 招集ご通知	P. 1	連結計算書類	P.17
議決権行使についてのご案内	P. 2	計算書類	P.23
事業報告	P. 3	監査報告	P.27
当社グループの現況に関する事項	P. 3	株主総会参考書類	P.30
株式に関する事項	P. 9	第1号議案 取締役8名選任の件	P.30
会社役員に関する事項	P.10	第2号議案 監査役1名選任の件	P.34
会計監査人の状況	P.12	第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式の割当てに関する 具体的な内容決定の件	P.35
剰余金の配当等の決定に関する方針	P.13	当社グループのカーボンニュートラルへの挑戦	P.37
取締役の職務の執行が法令および定款に適合する ことを確保するための体制	P.14		
その他業務の適正を確保するための体制および その運用状況の概要			

当日の株主総会の模様をインターネットのライブ中継でご覧いただけます



招集ご通知

株 主 各 位

証券コード9534
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)
札幌市東区北七条東二丁目1番1号
北 海 道 瓦 斯 株 式 会 社
代表取締役会長 大 槻 博

第179回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第179回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第179回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。なお、同事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

当社ウェブサイト	https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/meeting/index.html	
東京証券取引所ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

※アクセス後、証券コード（9534）を入力・検索し「基本情報＞縦覧書類/PR情報」をご選択ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を事前に行使することができます。株主総会参考書類をご検討いただき、**2025年6月19日（木曜日）午後4時**までに、議決権を事前行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	札幌市東区北七条東二丁目1番1号 北ガスグループ本社ビル 2階
3. 目 的 事 項	報告事項 第179期（ 2024年4月1日から 2025年3月31日まで ）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人 および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てに関する 具体的な内容決定の件
4. 議決権行使の 取り扱いについて	(1) インターネット等と書面により重複して議決権行使をされた場合は、インター ネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (2) インターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、最後に行われ たものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成 の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会開催前

招集ご通知到着後、2025年6月19日(木)まで

株主総会当日

2025年6月20日(金)

株主総会終了後



開示書類を見る

当社ウェブサイト「株式・株主情報」の「株主総会」サイトにて、開示書類をご覧ください。



事前に議決権を行使される場合

(株主総会に出席いただけない場合)



インターネット等による議決権行使

議決権行使ウェブサイトアクセスし、案内に従ってご行使ください。

※機関投資家の皆さまは株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

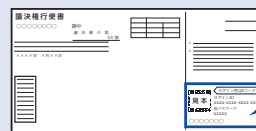
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

「議決権行使ウェブサイト」(<https://www.web54.net>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コード
パスワード

上記に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限：2025年6月19日(木) 午後4時まで

株主総会に出席される場合



議決権行使書用紙と本招集ご通知をご持参ください

日時

2025年6月20日(金) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

北ガスグループ本社ビル 2階
札幌市東区北七条東二丁目1番1号

アクセス



●議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証明する書面(委任状)、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

ライブ中継を視聴する場合



LIVE 本総会の模様をライブ中継でご覧いただけます

配信日時

2025年6月20日(金) 午前10時から

詳細サイト

<https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/info/investor/meeting/>

ID:株主番号(9桁)

パスワード:郵便番号(7桁)



※議決権行使書用紙に記載の株主番号・郵便番号をご準備ください。

ライブ中継
お問い合わせ先

三井住友信託銀行
サポート専用ダイヤル
☎ 0120-782-041

(受付時間 平日午前9時～午後5時)

株主総会の結果を見る

当社ウェブサイト「株式・株主情報」の「株主総会」サイト等にて、順次公開いたします。



事後配信動画で株主総会の模様を見る



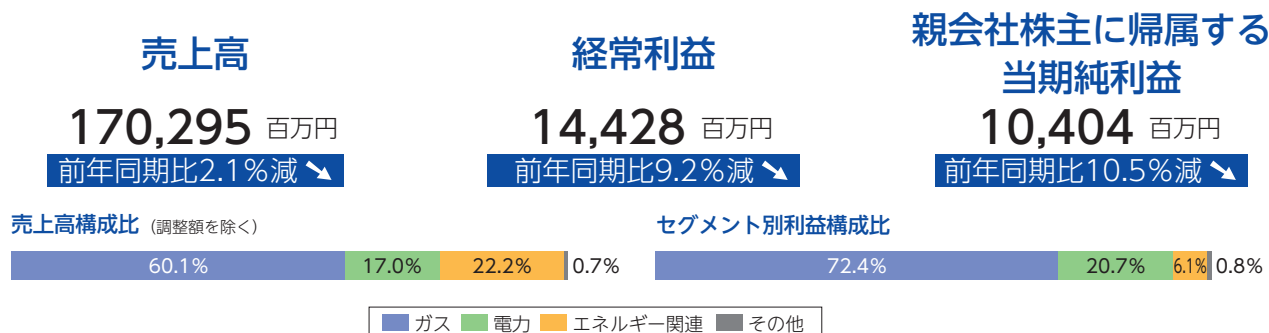
臨時報告書で決議の結果を確認する



事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

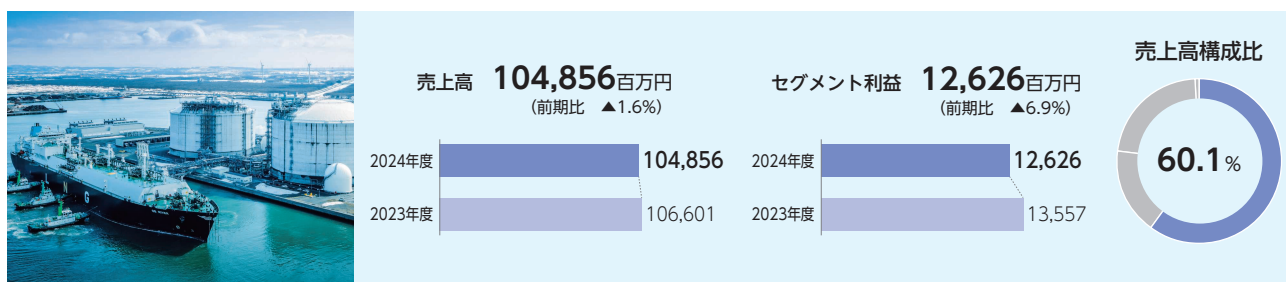
1. 事業の経過およびその成果



当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、物価上昇を背景とする個人消費の伸び悩みがみられるなか、賃金・雇用情勢の改善や堅調なインバウンド需要等により国内景気は緩やかな回復が続きました。一方、地政学的リスクの長期化や米国の政策動向、脱炭素化の潮流等がエネルギー情勢に大きな影響を与えており、依然として予断を許さない状況が続いています。

このような状況のもと、当社グループは、「エネルギーと環境の最適化による快適な社会の創造」に向けて、当社独自のエネルギーマネジメントシステムの普及拡大、北海道内の自治体との連携によるエネルギー地産地消の拡大、再生可能エネルギーを活用した電源の開発、情報共通基盤の整備をはじめとしたDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組み等を進めてまいりました。その結果、連結売上高は、ガス販売量の増加や電力事業における家庭用のお客さま件数および販売量が拡大したものの、原料費調整制度における販売単価の低下等により、前連結会計年度に比べ2.1%減の170,295百万円となりました。また、連結経常利益は、ガス販売量や電力事業における家庭用の販売量の増加はありましたものの、デジタル基盤強化に伴う経費の増加等により、同9.2%減の14,428百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、同10.5%減の10,404百万円となりました。

ガス 都市ガスの製造・供給および販売、LNG販売



■ 売上高・利益

売上高は、都市ガス販売量が増加したものの、原料費調整制度における販売単価の低下等により、前連結会計年度に比べ1.6%減の104,856百万円となりました。

セグメント利益は、デジタル基盤強化に伴う経費の増加等により、同6.9%減の12,626百万円となりました。

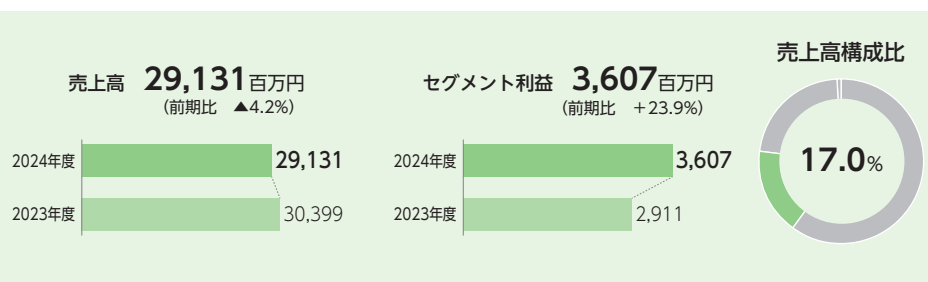
■ お客さま件数（取付メーター件数）

取付メーター件数は、新築戸建や分譲マンションの完成戸数が減少しているものの、千歳地区を中心とした賃貸物件の獲得等により、同289件増の604,618件となりました。

■ 都市ガス販売量

他のガス事業者向け卸供給を含めた総販売量は同0.3%増の647百万m³となりました。そのうち、家庭用は、春先や初冬の低気温に伴い暖房需要が増加したこと等により、同2.6%増の219百万m³となりました。また、業務用は、観光業の回復に伴いホテルや飲食店等の稼働率が向上したものの、大型物件の改修工事等に伴う影響により、同1.6%減の395百万m³となりました。

電力 電力の製造・供給および販売



■売上高・利益

売上高は、家庭用のお客さま件数および販売量は拡大したものの、高圧・特高・卸供給の販売量が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ4.2%減の29,131百万円となりました。

セグメント利益は、前連結会計年度の電気料金改定により燃料費調整制度の調整上限を撤廃したことや、卸電力取引市場価格が低位に推移したこと等により、同23.9%増の3,607百万円となりました。

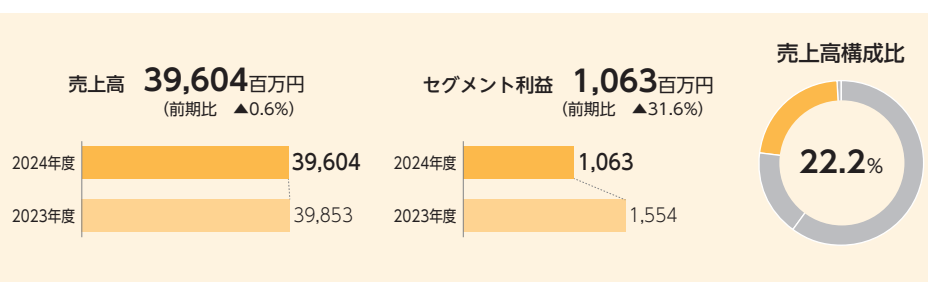
■お客さま件数

高圧・特高のお客さまは減少したものの、キャンペーンの展開やマスP Rの強化等で低圧家庭用のお客さまを拡大したことにより、全体として同2,653件増の256,609件となりました。

■電力販売量

家庭用のお客さま件数の拡大に伴い低圧の販売量が増加した一方、高圧・特高のお客さま件数が減少したこと等により、同12.7%減の846,071千kWhとなりました。

エネルギー関連 L P Gの供給および販売、冷温熱の製造・供給および販売、ガス機器販売および工事等

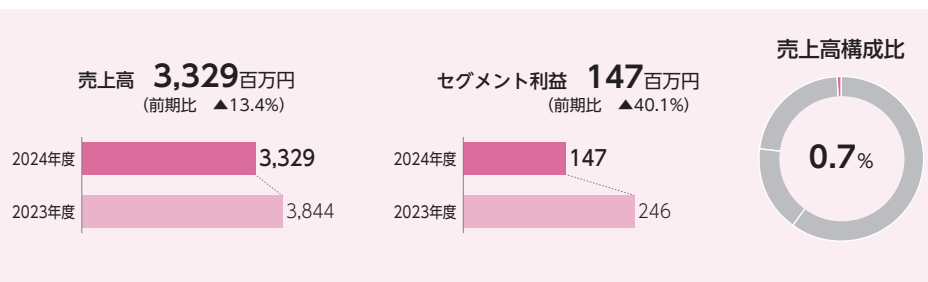
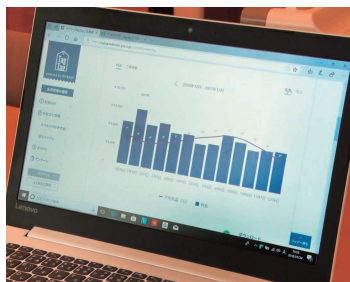


■売上高・利益

売上高は、L P G販売量は増加したものの、新築分譲マンションの完成戸数減に伴う器具販売の減少等により、前連結会計年度に比べ0.6%減の39,604百万円となりました。

セグメント利益につきましても、同様の理由により、同31.6%減の1,063百万円となりました。

その他 ビジネスサポート事業、システム機器の販売



■売上高・利益

売上高は、水道検針事業の終了等により、前連結会計年度に比べ13.4%減の3,329百万円となりました。

セグメント利益につきましても、同様の理由により、同40.1%減の147百万円となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資総額は、前連結会計年度に比べ945百万円増加し、16,768百万円となりました。主なものには導管への投資6,894百万円、再生可能エネルギー電源設備の導入3,016百万円があります。なお、設備投資総額は工事負担金・補助金等控除後の金額で記載しております。

区 分	2020年度 第175期	2021年度 第176期	2022年度 第177期	2023年度 第178期	2024年度 第179期 (当期)
製造設備 (LNG基地・工場等) (百万円)	796	159	8,719	981	2,032
供給設備 (ガス導管等) (百万円)	6,298	6,866	7,815	7,920	7,193
業務設備 (リース機器等) (百万円)	405	533	308	1,653	1,109
附帯設備 (電力・熱供給・LPG等) (百万円)	2,910	3,736	2,292	2,770	4,763
無形固定資産 (ソフトウェア等) (百万円)	446	576	2,083	2,496	1,669
合計 (百万円)	10,856	11,872	21,218	15,822	16,768

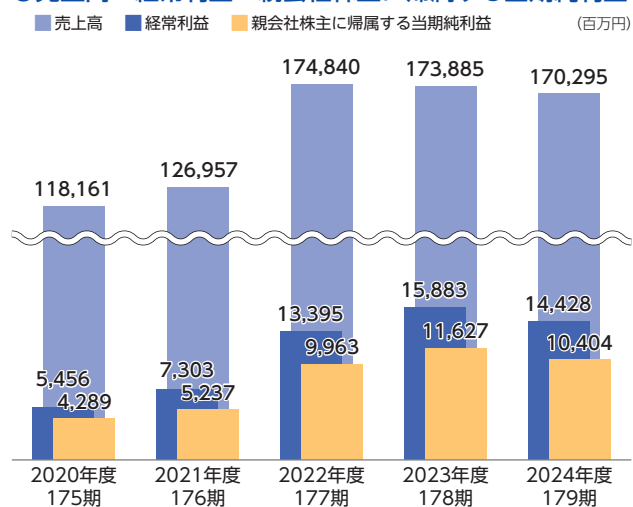
3. 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は自己資金を充当したため、借入または社債発行による資金調達は行っておりません。

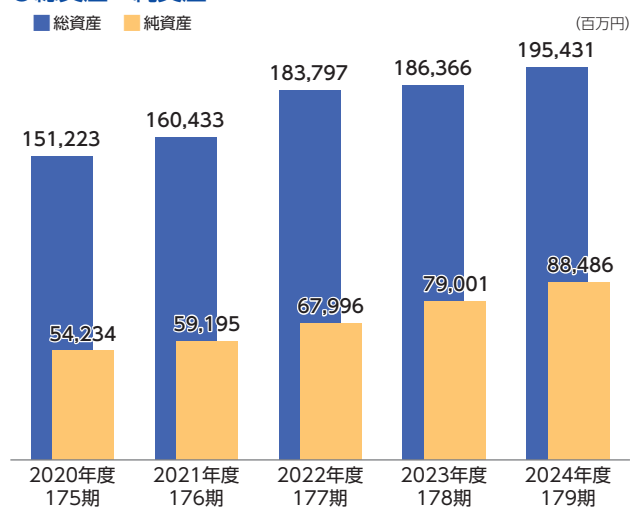
なお、借入金等の返済が進んだことにより、連結有利子負債の残高は、前連結会計年度末に比べ6,007百万円減少し、69,154百万円となりました。

4. 財産および損益の状況

●売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



●総資産・純資産

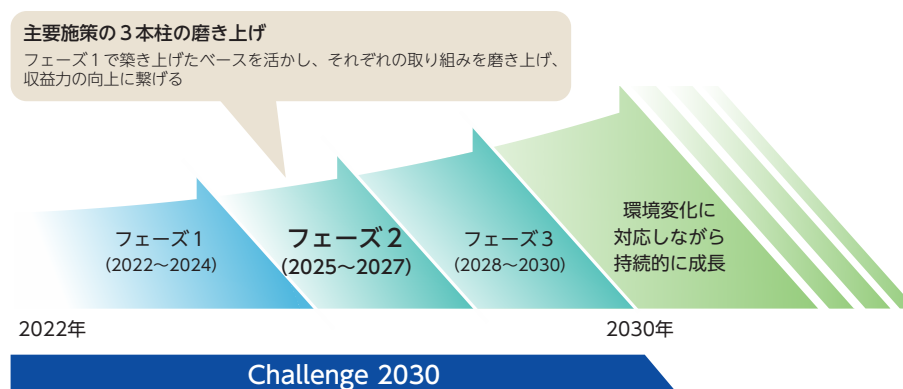


(注) 第176期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第176期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

5. 対処すべき課題

地政学的リスクの長期化や米国の政策動向、カーボンニュートラル化の潮流など、当社グループを取り巻く事業環境は予断を許さない状況が続いています。

当社グループでは、2050年以降のカーボンニュートラル時代を見据え、2030年を中間点と位置付けた北ガスグループ経営計画「Challenge2030」の取り組みを進めています。2025年度はフェーズ2の初年度にあたり、フェーズ1での取り組みを進化させるとともに、環境変化にも対応しながら「エネルギーと環境の最適化による快適な社会の創造」の実現に向けて、引き続き、3つの主要施策に取り組んでまいります。



I. 総合エネルギーサービス事業の進化による分散型社会の形成

事業基盤となるガスのお客さま獲得に加え、電力のお客さま件数をグループ一体となって着実に伸長させたほか、LNG販売についても、船舶向けなどの新規需要を積極的に取り込み、成果をあげております。「第7次エネルギー基本計画」において、天然ガスはカーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源と位置付けられるなか、フェーズ2では、天然ガスの更なる普及拡大、エネルギーマネジメントシステムの標準化を推進してまいります。

◆天然ガスの普及拡大

エリアマーケティングを深化させ、都市ガス供給区域内における天然ガスへの燃料転換を推進するとともに、船舶燃料のLNGバンカリング供給^(※1)を実施し、更なる需要拡大とエネルギーシェアの向上を目指してまいります。

(※1) LNGバンカリング供給：船舶燃料としてLNGの供給を行うこと

◆エネルギーマネジメントシステムの標準化

家庭用エネルギーマネジメントシステム「EMINEL」を進化・発展させ、集合住宅向けに導入可能な新モデルを開発いたします。エネルギーマネジメントシステムの標準化による省エネの拡大を図るとともに、双方向コミュニケーションによるデマンドレスポンスにも取り組み、エネルギー利用の最適化を追求いたします。

◆ガススマートメーターの本格導入

遠隔での閉栓・検針作業・初期保安措置等が可能なガススマートメーターの導入を本格化し、お客さまの利便性と安全性・レジリエンスの向上に取り組んでまいります。

II. カーボンニュートラルへの挑戦

フェーズ1では、再生可能エネルギー電源の開発・地域連携の推進により、全道各地で環境価値の創出・活用のノウハウを着実に積み重ねてまいりました。引き続き、再エネ電源の地産地消など環境価値をお客さまに届けるビジネスモデルの確立を目指すとともに、将来のカーボンニュートラル実現に向けた次世代技術への取り組みを進めてまいります。

◆再エネ電源開発の加速

フェーズ1で得られた知見や発電データを活かした電源開発の効率化、電源の価値最大化を図り、FIP制度^(※2)や補助金等を活用しながら、発電容量の大きい高圧太陽光の導入を進めていくとともに、地域連携先での地産地消を中心に陸上風力等の再エネ電源を拡大してまいります。

(※2) FIP制度：Feed-in Premium制度の略。再エネで発電した電力に一定の補助額を付与し、再エネ導入を拡大する制度。



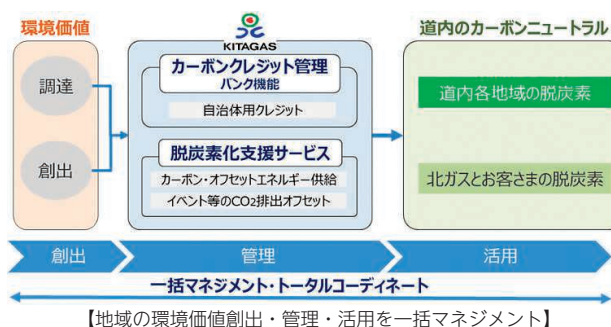
【別海西春別太陽光発電所】

◆地域と連携したクレジットの創出・活用

地域の環境価値創出・管理・活用の一括マネジメントを行い、環境価値化に係る事務手続きや利用先確保等の諸課題を解決し、エネルギーと環境価値の地産地消をサポートしてまいります。

◆将来のカーボンニュートラルに向けた次世代技術の実証

ひびきLNG基地（福岡県）における西部ガス様等とのメタネーション設備の共同実証に参画することにより、運転の知見を習得し、将来のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを進めてまいります。

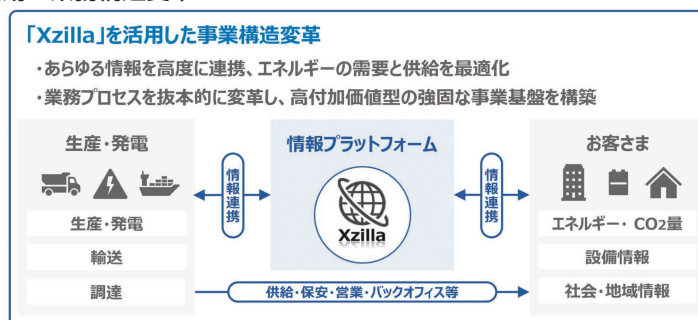


Ⅲ. デジタル技術の活用による事業構造変革

フェーズ1では、情報プラットフォーム「Xzilla（くじら）」を2023年にリリースし、事業構造変革に向けた重要な基盤整備を完了させたとともに、会員制WEBサイト「TagTag」を2024年にリニューアルし、お客さまとの双方向コミュニケーションを深化させました。デジタル技術や事業に関するあらゆるデータを繋ぐ「Xzilla」の活用を通じて、事業構造の抜本的な変革を進め、お客さまサービスの向上と高付加価値型の事業基盤を構築いたします。

◆情報プラットフォーム「Xzilla」の最大活用と業務構造変革

「Xzilla」に連携するシステムを拡大し、事業に関わるあらゆるビッグデータを繋ぎ合わせ、これらを分析・活用することにより、お客さまサービスの向上と、労働集約型業務を中心とする事業プロセスの改革を実施いたします。持続可能で強固な事業構造への変革を図り、要員を創出して戦略分野への配置を進めてまいります。



上記に加え、人的資本についても、従業員の様々な能力が最大限に発揮できるよう人事処遇制度の整備、働き方改革等に積極的に取り組み、DX人材の育成プログラムといった各種研修プログラムの更なる多様化等により、企業の持続的な競争力向上を図ってまいります。

当事業の根幹である安全・安心かつ安定したエネルギー供給の確保に向けては、エネルギーインフラが集約する苫小牧地区におけるインフラ整備の検討を実施いたします。半導体関連などの産業集積を背景とした新規需要や、カーボンニュートラル・低炭素化で加速する燃料転換等による需要拡大に応え、北海道全体の天然ガスサプライチェーンの供給セキュリティを向上させるとともに、将来的なe-メタン導入等の実証フィールドの整備を見据えた新しいLNG基地の建設検討を進めてまいります。

これらを通じ、持続的な成長を成し遂げながら脱炭素社会への備えを進めてまいります。株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北ガスジェネックス株式会社	80 百万円	100.0 %	LPGの供給および販売、石油製品の販売等
北ガスサービス株式会社	46	100.0	検針、ビジネスサポート事業、システム機器の販売等
北ガスジープレックス株式会社	300	100.0	ガス工事、エネルギー設備工事等
株式会社エナジーソリューション	350	100.0	エネルギーサービス事業等
株式会社北海道熱供給公社	3,025	78.5	冷温熱・電力の製造・供給および販売
北海道LNG株式会社	2,000	70.0	LNGの卸売・出荷・輸送およびLNG基地設備の賃貸等
北ガスフレアスト株式会社	23	100.0	ガス機器販売および付帯設備工事の設計・施工等

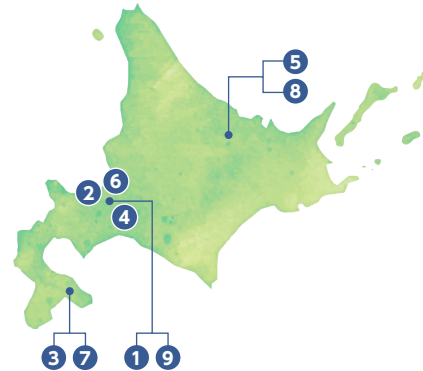
7. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給および販売、LNG販売
電力	電力の製造・供給および販売
エネルギー関連	LPGの供給および販売、ガス機器・ガス設備の販売・貸付けおよびこれに関連する工事ならびにガス工事、エネルギー設備工事、冷温熱の製造・供給および販売等
その他	ビジネスサポート事業（建物管理、保険代理業、自動車販売等）、システム機器の販売

8. 主要な営業所および工場

当 社	子 会 社
本 社 ①本社（札幌市）	北ガスジェネックス株式会社（札幌市）
支 店 ②小樽支店（小樽市） ③函館支店（函館市） ④千歳支店（千歳市） ⑤北見支店（北見市）	北ガスサービス株式会社（札幌市） 北ガスジープレックス株式会社（札幌市） 株式会社エナジーソリューション（札幌市） 株式会社北海道熱供給公社（札幌市）
LNG基地工 場 ⑥石狩LNG基地（石狩市） ⑦函館みなと工場（函館市） ⑧北見工場（北見市）	北海道LNG株式会社（札幌市） 北ガスフレアスト株式会社（札幌市）
研究拠点 ⑨札幌東ビル（札幌市）	

子 会 社
北ガスジェネックス株式会社（札幌市）
北ガスサービス株式会社（札幌市）
北ガスジープレックス株式会社（札幌市）
株式会社エナジーソリューション（札幌市）
株式会社北海道熱供給公社（札幌市）
北海道LNG株式会社（札幌市）
北ガスフレアスト株式会社（札幌市）



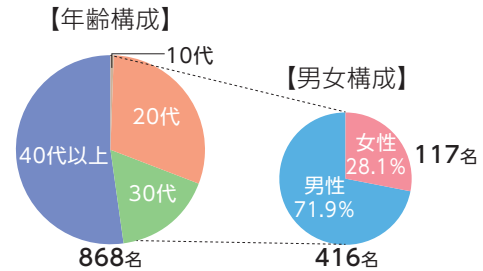
9. 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
ガス	752 名	+ 20 名
電力	62	▲ 1
エネルギー関連	590	+ 10
その他	47	▲ 18
全社（共通）	112	+ 16
合計	1,563	+ 27

（注）1. 上記は常勤の従業員数について記載しております。
2. 上記のほかに臨時従業員492名がおります。
3. 全社（共通）は、総務および経理等の一般管理部門の従業員です。

＜ご参考＞北海道ガス㈱の従業員構成

積極的な新卒採用の拡大により、30代以下の従業員は約5割となっており、そのうち約3割は女性社員です。



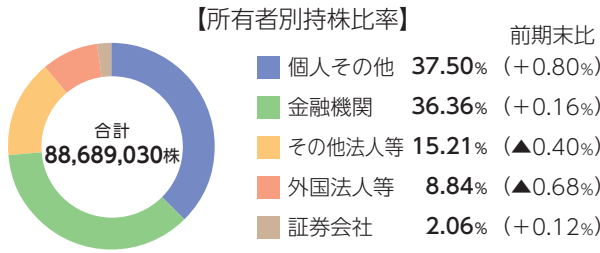
10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	4,234 百万円
株式会社北海道銀行	3,613
株式会社みずほ銀行	3,213
北海道信用農業協同組合連合会	2,060
株式会社日本政策投資銀行	1,679

2 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能株式総数	160,000,000株
発行済株式の総数	88,689,030株 (自己株式544,745株を含む)
株主数	11,340名



2. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,542 千株	8.55 %
東京瓦斯株式会社	4,274	4.84
日本生命保険相互会社	3,432	3.89
株式会社北海道銀行	3,429	3.89
株式会社北洋銀行	3,427	3.88
北海道瓦斯従業員持株会	2,770	3.14
ヨシダトモヒロ	2,660	3.01
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,629	2.98
北海道信用農業協同組合連合会	2,475	2.80
札幌市	2,244	2.54

（注）持株比率は自己株式（544,745株）を控除して計算しております。

3. その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は128,000,000株、発行済株式の総数は70,951,224株それぞれ増加しております。

4. 新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行回次 （発行時の個数）	新株予約権の数(保有者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権1個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	監査役	合計		発行価額	行使価額	
第1回新株予約権 (459個)	0個 (0名)	28個 (1名)	28個 (1名)	当社普通株式 2,800株	21,700円	100円	2017年5月14日から 2032年5月13日まで
第2回新株予約権 (432個)	0個 (0名)	30個 (1名)	30個 (1名)	当社普通株式 3,000株	20,900円	100円	2018年5月14日から 2033年5月13日まで
第3回新株予約権 (427個)	22個 (1名)	29個 (1名)	51個 (2名)	当社普通株式 5,100株	20,600円	100円	2019年5月16日から 2034年5月15日まで
第4回新株予約権 (358個)	19個 (1名)	26個 (1名)	45個 (2名)	当社普通株式 4,500株	23,300円	100円	2020年5月15日から 2035年5月14日まで
第5回新株予約権 (421個)	20個 (1名)	28個 (1名)	48個 (2名)	当社普通株式 4,800株	21,660円	100円	2021年5月14日から 2036年5月13日まで
第6回新株予約権 (394個)	20個 (1名)	27個 (1名)	47個 (2名)	当社普通株式 4,700株	23,300円	100円	2022年5月16日から 2037年5月15日まで
第7回新株予約権 (605個)	82個 (2名)	41個 (1名)	123個 (3名)	当社普通株式 12,300株	22,400円	100円	2023年5月14日から 2038年5月13日まで
第8回新株予約権 (724個)	262個 (5名)	44個 (1名)	306個 (6名)	当社普通株式 30,600株	22,580円	100円	2024年5月14日から 2039年5月13日まで
第9回新株予約権 (584個)	245個 (5名)	32個 (1名)	277個 (6名)	当社普通株式 27,700株	31,400円	100円	2025年5月16日から 2040年5月15日まで
第10回新株予約権 (463個)	207個 (5名)	—	207個 (5名)	当社普通株式 20,700株	58,680円	100円	2026年5月14日から 2041年5月13日まで

（注）1. 2018年10月1日付で5株につき1株とする株式併合を、2024年10月1日付で1株につき5株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権1個当たりの行使価額は調整されております。
2. 新株予約権は社外取締役および監査役には割り当てておらず、監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたものです。
3. 新株予約権の権利行使の際には、当社の自己株式を充当することとしております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行回次 （発行決議日）	新株予約権の数(交付者数)			目的となる 株式の種類と数	新株予約権1個当たり		新株予約権の 権利行使期間
	取締役	執行役員等	合計		発行価額	行使価額	
第10回新株予約権 (2024年4月26日)	207個 (5名)	256個 (12名)	463個 (17名)	当社普通株式 46,300株	58,680円	100円	2026年5月14日から 2041年5月13日まで

（注）1. 2024年10月1日付で行った1株につき5株とする株式分割により、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権1個当たりの行使価額は調整されております。
2. 新株予約権は社外取締役および監査役には割り当てておりません。
3. 新株予約権の権利行使の際には、当社の自己株式を充当することとしております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	大槻 博		
代表取締役社長	川村 智郷	社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長	
取締役	井澤 文俊	常務執行役員 経営企画本部長	北海道LNG株式会社 代表取締役社長
取締役	前谷 浩樹	常務執行役員 生産供給本部長 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当	
取締役	金沢 明法	常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長	
社外取締役	岡田 美弥子		北海道大学大学院経済学研究院 教授
社外取締役	小磯 修二		
社外取締役	綿貫 泰之		北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長
監査役（常勤）	土谷 浩昭		
社外監査役（常勤）	松嶋 一重		
社外監査役	野崎 清史		

- (注) 1. 社外役員の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
2. 社外監査役の松嶋一重氏は株式会社日本政策投資銀行にて取締役常務執行役員を務めるなど、金融機関における長年の経験があり、財務および会計ならびに法務全般に関する専門的知見を有しております。
3. 当社は、岡田美弥子氏、小磯修二氏、綿貫泰之氏、松嶋一重氏および野崎清史氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本契約は1年毎に契約更新しております。

- (1) 当該保険契約の被保険者の範囲
当社取締役および監査役全員（子会社役員を含む）
- (2) 当該保険契約の内容の概要
被保険者が職務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補償します。

4. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動の要素を取り入れた株式報酬により構成する。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬はストックオプションとし、事業年度ごとの業績に対する意識を高めるため役位に応じて設定した基準額に基づき、業績指標等を反映して個数を算定し、毎年一定の時期に割り当てる。

4. 金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成とする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、非金銭報酬は10%以内とする。（業績指標100%達成の場合）

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の金銭報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。また、非金銭報酬は、代表取締役会長の提案を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。なお、いずれの場合も、代表取締役会長を置かないときは、代表取締役社長がその任にあたる。

<ご参考>

取締役・執行役員等の報酬に関する決定プロセスにおける公正性・透明性・客観性を強化することによりコーポレートガバナンスの充実を図るため、2025年4月に取締役会の諮問機関として「報酬委員会」を設置いたしました。取締役会の決議により選定された委員により構成し、その過半数を独立社外取締役としております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	174 (26)	165 (26)	9 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	45 (27)	45 (27)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	220 (53)	211 (53)	9 (-)	11 (5)

(注) 1. 非金銭報酬の内容はストックオプションとして付与した新株予約権であり、割当の際の条件等は「[3]4.当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。なお、当該報酬は、前年度の連結営業利益率（2023年度実績8.9%）に基づき算定しております。また、当事業年度における交付状況は、「[2]4. (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況」に記載しております。

2. 非金銭報酬の金額は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役9百万円）です。

3. 役員の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、取締役は年額3億円以内、監査役は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）です。また、2014年6月25日開催の第168回定時株主総会において、取締役に対し前記金銭報酬限度額の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権の割当（社外取締役は対象外）を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。

4. 取締役会は、代表取締役会長大槻 博氏に対し各取締役の金銭報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループの経営状況等を最も熟知しており、総合的に各取締役の金銭報酬額を決定できると判断したためです。

5. 社外役員に関する事項

役員区分	氏名	取締役会出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
社外取締役	岡田 美弥子	12/12回 (100%)	取締役会では、経営学の分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、独立かつ客観的な立場から積極的に意見を述べて議論を活性化するとともに、営業戦略に関する発言を行うなど、経営の監督と当社経営全般への助言などの社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。	
	小磯 修二	12/12回 (100%)	取締役会では、地域経済・地域振興の分野に関する専門的な知識と豊富な経験に基づき、独立かつ客観的な立場から積極的に意見を述べて議論を活性化するとともに、地域連携に関する発言を行うなど、経営の監督と当社経営全般への助言などの社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。	
	綿貫 泰之	12/12回 (100%)	取締役会では、会社経営全般にわたる高い見識と豊富な経験に基づき、独立かつ客観的な立場から積極的に意見を述べて議論を活性化するとともに、経営戦略に関する発言を行うなど、経営の監督と当社経営全般への助言などの社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しております。	
役員区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
社外監査役	松嶋 一重	12/12回 (100%)	13/13回 (100%)	金融機関における長年の経験と、財務および会計ならびに法務全般に関する知見に基づき、独立かつ客観的な立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行を適切に監査しております。
	野崎 清史	12/12回 (100%)	13/13回 (100%)	地方自治体における地域社会に関する高い見識と地方公営企業の経営に係る豊富な経験に基づき、独立かつ客観的な立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行を適切に監査しております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
40百万円
- (2) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額（(1)の金額を含む）
49百万円

(注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告聴取を通じて、監査計画の内容や従前からの職務執行状況の妥当性・適切性を確認し、報酬見積りの算出根拠など精査・検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項および同条第2項に基づく同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 上記(2)の対象となる子会社は、株式会社北海道熱供給公社および北海道LNG株式会社との2社であります。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、ガス事業託送収支計算規則に基づく証明書発行業務を、非監査業務として委託し対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を総合的に勘案して、適正な会計監査が期待できることを会計監査人の選考基準としております。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、前記の選考基準に照らし、監査役会にて審議のうえ、適正な会計監査が期待できないと判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

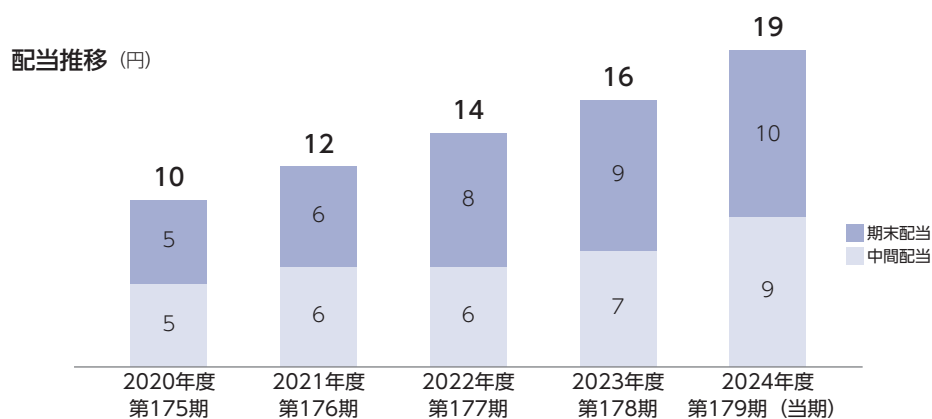
5 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等につきましては、「配当推移」のとおり継続的かつ安定的に配当を行うことを基本としております。

その上で、将来への成長投資として、情報プラットフォーム基盤整備、再生可能エネルギーの導入拡大、技術開発等継続的な投資が求められ、加えて昨今の世界の政治経済の状況から、有利子負債の削減等も急がれることを踏まえ、連結配当性向につきましては、30%を目標水準とし、引き続き株主さまへの適切な利益還元に努めてまいります。

このような方針のもと、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株につき9円の間配当を実施するとともに、期末配当につきましては、直近の業績動向を総合的に勘案し、1株につき10円と決定いたしました。これにより当事業年度の年間配当は、前事業年度と比べて3円増配の1株につき19円となります。

- (注) 1. 2024年10月1日を効力発生日として、1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。中間配当につきましては、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合の金額を記載しております。
 2. 第162回定時株主総会の決議により、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。
 3. 中間配当については2024年10月31日開催の取締役会、期末配当については2025年5月19日開催の取締役会においてそれぞれ決議いたしました。



(注) 2024年10月1日以前の1株当たりの配当金を調整した数値で記載しております。

6 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

上記の体制（内部統制システム）の整備について、取締役会において決議した内容およびその運用状況の概要は、以下のとおりであります。なお、内部統制システムの運用状況については、2025年4月28日開催の取締役会において、適切に運用されている旨の報告をしております。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、北ガスグループ倫理方針・北ガスグループ行動規範を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
- ②取締役会は、取締役会規則を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。
- ③取締役会は、社外取締役、社外監査役の招聘により、経営の客観性・透明性を確保する。
- ④取締役は、財務報告にかかわる信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告にかかわる内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- ⑤監査役は、取締役の職務執行に関して、監査役会で定める監査役監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑥会計監査人は、会計に関する取締役の職務執行に関して、企業会計審議会で定める監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑦監査部は、内部監査規程に従い、業務、会計、情報システム等にかかわる諸状況について独立的な立場で監査を行う。
- ⑧取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議は、内部統制システムを整備する。内部統制を効果的に推進するために統制機能を統括する内部統制推進グループを設置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑨コンプライアンスに関して、従業員等からの相談・通報窓口を設置し、未然防止と早期解決の実効性を確保する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、取締役および従業員に対し、当社グループの倫理法令遵守に対する取り組み姿勢を示した「北ガスグループ倫理方針」と従業員のとるべき行動や判断基準を示した「北ガスグループ行動規範」を定め、北ガスグループ各社共通の規範として運用しております。
- ・当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、加えて社外監査役2名を含む監査役3名が出席することにより、意思決定および監督の実効性を確保しております。また、監査役監査、会計監査および内部監査を通じて、当社グループの取締役および従業員の職務が法令および定款に基づき執行されていることを確認しております。
- ・当社は、従業員のコンプライアンス意識向上に向け、グループ全体での階層別の教育やハラスメント教育、社内広報誌やイントラネットを活用した周知・啓発といった取り組みを継続的に実施しております。また、「北ガスグループ倫理相談・通報制度管理規程」に基づき、当社グループ全体の内部通報・相談窓口のほか、主要なグループ各社にも窓口を設け、当社グループの事業活動におけるリスクの現実化の未然防止と早期発見・早期解決に努めております。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行にかかわる情報については、取締役会規則、稟議規程等に従って議事録、稟議書その他定められた文書を作成し、また、文書管理規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、取締役会、常務会および経営会議等の議事録、会議資料および稟議書等を、「取締役会規則」をはじめとした各会議の規程および「文書管理規程」等に基づき作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部統制規程に定めた内部統制推進体制において、当社およびグループ各社における事業目標達成の阻害要因を明らかにし、継続的に改善を図る。
- ②災害等のリスクへの措置については、保安規程、防災業務規程等に従い所定の体制およびBCP（事業継続計画）を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ③業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは北ガスグループ倫理管理規程等に従い、情報セキュリティに関するものは北ガスグループ情報管理規程等に従うことで、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、リスク管理、コンプライアンス管理、情報管理について、それぞれグループ共通規程を定め、厳正な管理を行っています。
- ・ガス施設にかかわる災害予防対策、災害緊急措置および災害復旧のための諸施策の基本を定めた「防災業務規程」において非常災害時の体制を明記し、非常災害時に円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることができるよう定期的な教育・訓練を実施するとともに、地震等の大規模な自然災害の発生や感染症拡大による事業中断等の影響を最小限にとどめるために、BCP（事業継続計画）を整備しております。
- ・北ガスグループにおけるサイバー攻撃への対応組織

として「北ガスグループCSIRT (Computer Security Incident Response Team)」を設置し、インシデント発生時の被害を最小限に留めるための体制を構築するとともに、グループ全従業員へのセキュリティ教育の実施や標的型攻撃メール訓練の実施、情報機器管理の強化等、情報セキュリティ対策の取り組みを進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- ②取締役および執行役員の職務を効率的に行うために、職制、業務分掌・職責権限規程等の社内規程を整備する。

<当該体制の運用状況>

・当社の取締役会は、原則月1回開催しており、社外取締役の客観的な発言により、客観性・透明性を確保するとともに、会議資料を事前配付し議論の質を高めるなど、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図っております。また、原則毎週、執行役員等で構成された常務会または経営会議を開催する中で、取締役会付議事項以外の業務執行に関わる重要事項を決定しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に関する重要な事項は、当社の取締役会において決議する。
- ②グループ全体の健全な発展を図るため、当社と重要な子会社で構成するグループ経営会議を定期的開催する。
- ③当社の経営企画部が、統括管理部門として、関係会社管理規程に則り、関係会社の管理と指導を行う。また、当社の監査部が内部監査規程、関係会社管理規程に則り、関係会社の内部監査を行う。
- ④当社の監査役、会計監査人は、法令の定めに基づき、定期的に重要な子会社の調査を行う。
- ⑤グループ全体に適用される内部統制規程を定め、グループ一体として統制を図る。北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、グループ各社への徹底を図る。
- ⑥グループ会社が営業成績・財務・経理・人事その他の経営上の重要事項を報告する手順を、関係会社管理規程に定める。また、リスクが発現した場合の情報伝達方法を北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑦グループ全体のリスクマネジメントシステムを構築し、それに則りグループ各社がリスク管理を実施することを北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑧中長期経営戦略の策定とそれに基づく主要経営目標の設定を行い、進捗についてはグループ経営会議等で定期的な実績管理を行うことにより、効果的かつ効率的な職務執行を確保する。
- ⑨グループ全体に適用される北ガスグループ倫理方針を定めるとともに、北ガスグループ倫理相談・通報窓口を設置する。

<当該体制の運用状況>

・当社は、取締役会、常務会、経営会議およびグループ経営会議において、子会社に関する重要事項を審議・決定するとともに、経営企画部が「関係会社管理規程」に基づき、日々の子会社の業務執行を管理しております。また、監査計画に基づき、監査役、会計監査人および監査部による子会社の監査を定期的に実施しております。

・北ガスグループが一体となって内部統制を推進するために、子会社各社との情報交換および決定事項の報告等を行うことを目的とする「北ガスグループ内部統制連絡会議」を設置し、定期的な情報共有を行っています。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務執行および監査役会を補助すべき従業員として、専従スタッフを選任する。
- ②専従スタッフは、監査役の指揮命令に従うことを業務分掌・職責権限規程に定めるとともに、監査役からの指揮命令に従って職務を遂行する。
- ③専従スタッフの人事管理に関する事項については、監査役の同意を得る。

<当該体制の運用状況>

・当社は、監査役専従の従業員を配置した、執行部門から独立した「監査役室」を設置しており、当該従業員は「業務分掌・職責権限規程」のほか監査役会が定める規程等に基づき、監査業務を補助しております。なお、当該従業員の異動等の人事事項は監査役と協議のうえ決定しております。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録、稟議書等の重要な書類を閲覧できる。
- ③ 取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役に報告する。
- ④ グループ会社の監査役、当社の経理部長および関係会社管理を担当する経営企画部長は、四半期ごとにグループ会社の状況について、監査役に報告する。
- ⑤ 当社の監査部は、グループ会社のリスク、コンプライアンスおよび内部通報情報等について、必要に応じ監査役に報告する。
- ⑥ 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない旨を北ガスグループ内部統制規程に定める。

＜当該体制の運用状況＞

- ・ 当社の監査役は、取締役会のほか常務会および経営会議に出席するとともに、これらの会議の議事録のほか全社の重要な稟議書を閲覧し、職務執行に必要な事項に関しては、随時取締役および従業員に対して報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。加えて監査部は、リスクマネジメントおよび内部通報制度等の運用状況について監査役へ報告しております。また、従業員等が監査役へ報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けた場合には、その内容について調査を行い、不利益に対し回復措置を求めることができる旨を定めております。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他当職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行について生じる費用等について、毎年、適切な予算を設ける。

＜当該体制の運用状況＞

- ・ 当社は、監査役の職務執行にともない生じる費用について、執行部門から独立した「監査役室」において予算を計上しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。取締役会は、監査役が会計監査人、グループ会社の監査役および内部監査部門等と連携し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

＜当該体制の運用状況＞

- ・ 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、代表取締役との定期的な会合を行うとともに、必要に応じ、取締役および従業員から業務執行の報告を求めることができることとしております。またグループ会社の監査役、会計監査人および監査部等と連携・調整することにより、実効性のある監査を実施しております。

本事業報告に記載の金額および株式に関する事項等につきましては、記載した数値未満の端数がある場合、原則としてこれを切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	144,345	固定負債	61,303
有形固定資産	122,258	社債	35,000
製造設備	20,236	長期借入金	13,654
供給設備	42,856	再評価に係る繰延税金負債	548
業務設備	12,735	退職給付に係る負債	4,443
その他の設備	41,645	ガスホルダー修繕引当金	152
建設仮勘定	4,784	保安対策引当金	744
無形固定資産	5,377	器具保証引当金	1,335
その他	5,377	熱供給事業設備修繕引当金	183
投資その他の資産	16,709	リース債務	2,604
投資有価証券	9,435	その他	2,637
退職給付に係る資産	1,059	流動負債	45,641
繰延税金資産	2,292	1年以内に期限到来の固定負債	11,345
その他	3,937	支払手形及び買掛金	10,291
貸倒引当金	△14	未払法人税等	2,417
流動資産	51,086	その他	21,587
現金及び預金	11,324	負債合計	106,945
受取手形、売掛金及び契約資産	19,922	(純資産の部)	
商品及び製品	517	株主資本	82,296
原材料及び貯蔵品	10,338	資本金	7,515
その他	9,043	資本剰余金	5,256
貸倒引当金	△59	利益剰余金	69,672
資産合計	195,431	自己株式	△148
		その他の包括利益累計額	3,971
		其他有価証券評価差額金	3,268
		土地再評価差額金	236
		退職給付に係る調整累計額	466
		新株予約権	83
		非支配株主持分	2,134
		純資産合計	88,486
		負債純資産合計	195,431

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		170,295
売上原価		119,928
売上総利益		50,367
供給販売費及び一般管理費		36,038
営業利益		14,328
営業外収益		
受取配当金	180	
受取賃貸料	273	
その他	459	913
営業外費用		
支払利息	401	
出向社員費用	216	
減損損失	140	
その他	55	813
経常利益		14,428
税金等調整前当期純利益		14,428
法人税、住民税及び事業税	4,448	
法人税等調整額	△449	3,999
当期純利益		10,428
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		10,404

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,515	5,256	60,844	△157	73,458	3,199	248	△86	3,361	70	2,110	79,001
当期変動額												
剰余金の配当			△1,586		△1,586							△1,586
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,404		10,404							10,404
自己株式の取得				△1	△1							△1
自己株式の処分			△1	11	9							9
土地再評価差額金の 取崩			11		11							11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						68	△11	553	610	13	24	647
当期変動額合計	－	－	8,828	9	8,837	68	△11	553	610	13	24	9,485
当期末残高	7,515	5,256	69,672	△148	82,296	3,268	236	466	3,971	83	2,134	88,486

連結注記表 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
- | | |
|--|----|
| 連結子会社の数 | 7社 |
| 主要な連結子会社の名称 | |
| 北ガスジェネックス(株)、北ガスサービス(株)、北ガスジープレックス(株)、(株)エナジーソリューション、(株)北海道熱供給公社、北海道LNG(株)、北ガスフレアスト(株) | |
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
- 主要な非連結子会社の名称
- 北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)、北ガスライフフロント(株)、日南産業(株)
- 連結の範囲から除いた理由
- 非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。
2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称
- | | |
|---|----|
| 持分法を適用した非連結子会社の数 | なし |
| 持分法を適用した関連会社の数 | 9社 |
| 主要な会社等の名称 | |
| (株)エネルギーサプライ、(株)サッポロエネルギーサービス、北ガスフレアスト北(株)、北ガスフレアスト函館北(株)、北ガスフレアスト函館南(株)、苫小牧バイオマス発電(株)、釧路エルエヌジー(株)、石狩LNG棧橋(株)、室蘭ガス(株) | |
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等
- 持分法を適用しない非連結子会社
- 主要な会社等の名称
- 北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)、北ガスライフフロント(株)、日南産業(株)
- 持分法を適用しない理由
- 持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、北ガスフレアスト(株)の決算日は12月31日であります。
- 連結計算書類の作成にあたり、北ガスフレアスト(株)につきましては12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの
- 時価法
- (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等
- 移動平均法による原価法
- ② デリバティブ
- 時価法
- ③ 棚卸資産
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産
- 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法によっております。但し、当社の千歳支店、石狩LNG基地並びに供給設備のうち天然ガス用設備、熱供給事業用設備、再生可能エネルギー発電関連設備及び一部の連結子会社は、定額法によっております。
- また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|--------|
| 建物及び構築物 | 3～50年 |
| 導管 | 13～22年 |
| 機械装置及び工具器具備品 | 2～22年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法によっております。
- 但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④ 長期前払費用
- 均等償却をしております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② ガスホルダー修繕引当金
- 球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- ③ 保安対策引当金
- ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。
- ④ 器具保証引当金
- 販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。
- ⑤ 熱供給事業設備修繕引当金
- 熱供給事業設備の定期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。
- ① 都市ガス事業
- 都市ガス事業においては、主に顧客へ都市ガスの供給・販売を行っております。当該ガス供給・販売については、「ガス事業会計規則」（1954年通商産業省令第15号）に則り、検針日基準にて収益を認識しております。
- ※検針日基準：毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする。
- ② 電力事業
- 電力事業においては、主に顧客へ電力の販売を行っております。当該電力販売については、顧客が電力を使用した時点で収益を認識することとしております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日まで生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。
- これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1年）による定額法により費用処理しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。
また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）
前連結会計年度において区分掲記しておりました「受取利息」（当連結会計年度26百万円）と「持分法による投資利益」（当連結会計年度74百万円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価
当社グループは、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。
再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。
再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,166百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 287,612百万円
3. 担保に供している資産及び担保に係る債務
（1）担保提供資産
その他の設備（工場財団他） 1,926百万円
（2）担保に対応する債務
長期借入金 71百万円
（うち1年以内に期限到来の固定負債 19百万円）
4. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産
受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。
受取手形 226百万円
売掛金 18,301百万円
契約資産 1,298百万円
5. 契約負債
流動負債「その他」のうち、契約負債の残高は以下のとおりです。
契約負債 1,142百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 88,689,030株
2. 配当に関する事項
（1）配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 5月28日 取締役会	普通株式	792	9.0	2024年 3月31日	2024年 6月3日
2024年 10月31日 取締役会	普通株式	793	9.0	2024年 9月30日	2024年 12月2日

（注）当社は2024年10月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり配当額」を算定しております。
（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 5月19日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	881	10.0	2025年 3月31日	2025年 6月5日

3. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 245,100株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当社グループは、グループ全体の資金効率を高める目的で、キャッシュ・マネジメント・システムによるグループ金融を実施しております。グループ各社の営業性資金を当社に集中し、不足額の資金調達に関しては、主に当社の社債等の直接調達及び金融機関からの間接調達により行っております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信開始時の信用調査にてリスクの低減を図っております。
投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
社債・借入金等の使途は主に設備投資に係る長期資金であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、当連結会計年度の末日において変動金利の借入金はありません。なお、変動金利の借入を行う場合には、当該リスクをヘッジすることを目的として、金利スワップ取引を実施することがあります。
外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を実施しております。なお、金利スワップ・為替予約等デリバティブ取引は、社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。
また、営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。
（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません（（※2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	5,162	5,162	－
(2) 社債	(43,500)	(40,489)	(△3,010)
(3) 長期借入金	(16,095)	(15,679)	(△415)

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,272

（※3）1年以内に期限到来の固定負債に含まれている長期借入金は、注記上、長期借入金に一括して掲記しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	5,162	－	－	5,162

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	40,489	－	40,489
長期借入金	－	15,679	－	15,679

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	631	5,162	4,531
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
合計		631	5,162	4,531

（2）デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	4,611	－	(*)	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	未収入金	156	－	(*)	

（※）為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金および未収入金と一体として処理されているため、その時価は、買掛金および未収入金の時価に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ガス	電力	エネルギー関連	計		
一時点で移転される財及びサービス	19,637	－	19,683	39,321	946	40,267
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	82,827	28,914	16,624	128,366	161	128,527
顧客との契約から生じる収益	102,465	28,914	36,308	167,687	1,108	168,795
その他の収益	－	－	1,499	1,499	－	1,499
外部顧客への売上高	102,465	28,914	37,807	169,187	1,108	170,295

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ITソリューション、不動産及び保険代理業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,682
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	18,527
契約資産（期首残高）	1,296
契約資産（期末残高）	1,298
契約負債（期首残高）	850
契約負債（期末残高）	1,142

契約資産は、主に電力販売において合理的に見積り認識した決算月の検針日から決算日までの収益にかかる未請求売掛金です。契約資産は、次月の検針に基づく請求時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主にガス工事・器具販売契約における顧客からの前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、776百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 978円72銭
- 1株当たり当期純利益 118円07銭

(注) 当社は2024年10月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	124,152	固定負債	56,551
有形固定資産	100,082	社債	35,000
製造設備	18,317	長期借入金	13,540
供給設備	44,610	再評価に係る繰延税金負債	548
業務設備	12,250	退職給付引当金	3,857
附帯事業設備	20,718	資産除去債務	456
建設仮勘定	4,184	ガスホルダー修繕引当金	152
無形固定資産	5,297	保安対策引当金	744
その他無形固定資産	5,297	器具保証引当金	1,335
投資その他の資産	18,772	固定資産撤去損失引当金	169
投資有価証券	6,728	その他固定負債	746
関係会社投資	5,820	流動負債	46,912
関係会社長期貸付金	1,607	1年以内に期限到来の固定負債	10,913
長期前払費用	1,081	買掛金	8,244
前払年金費用	941	未払金	4,284
繰延税金資産	1,478	未払費用	4,266
その他投資	1,116	未払法人税等	2,242
貸倒引当金	△2	前受金	1,167
流動資産	50,793	預り金	77
現金及び預金	10,229	関係会社短期債務	7,335
受取手形	163	工事損失引当金	265
売掛金	16,039	固定資産撤去損失引当金	136
関係会社売掛金	841	修繕引当金	267
未収入金	1,473	コマーシャル・ペーパー	6,000
製品	29	その他流動負債	1,711
原料	9,151	負債合計	103,464
貯蔵品	1,038	(純資産の部)	
前払費用	619	株主資本	67,895
関係会社短期債権	8,014	資本金	7,515
その他流動資産	3,241	資本剰余金	5,275
貸倒引当金	△48	資本準備金	5,275
資産合計	174,945	利益剰余金	55,252
		利益準備金	775
		その他利益剰余金	54,476
		別途積立金	13,600
		繰越利益剰余金	40,876
		自己株式	△148
		評価・換算差額等	3,502
		その他有価証券評価差額金	3,265
		土地再評価差額金	236
		新株予約権	83
		純資産合計	71,481
		負債純資産合計	174,945

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

科 目	金 額	
ガス事業売上高		
ガス売上	83,473	
事業者間精算収益	134	83,608
売上原価		
期首たな卸高	29	
当期製品製造原価	49,783	
当期製品自家使用高	1,708	
期末たな卸高	29	48,075
売上総利益		35,533
供給販売費	26,510	
一般管理費	3,121	29,632
事業利益		5,901
営業雑収益		
受注工事収益	3,857	
その他営業雑収益	9,208	13,065
営業雑費用		
受注工事費用	3,678	
その他営業雑費用	8,659	12,338
附帯事業収益		51,800
附帯事業費用		45,088
営業利益		13,341
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	193	
受取賃貸料	317	
雑収入	204	778
営業外費用		
支払利息	119	
社債利息	305	
出向社員費用	408	
減損損失	140	
雑支出	180	1,154
経常利益		12,965
税引前当期純利益		12,965
法人税等	4,012	
法人税等調整額	△444	3,567
当期純利益		9,397

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,515	5,275	5,275	775	13,600	33,054	47,430
当期変動額							
剰余金の配当						△1,586	△1,586
当期純利益						9,397	9,397
自己株式の取得							
自己株式の処分						△1	△1
土地再評価差額金の 取崩						11	11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7,821	7,821
当期末残高	7,515	5,275	5,275	775	13,600	40,876	55,252

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△157	60,064	3,195	248	3,444	70	63,578
当期変動額							
剰余金の配当		△1,586					△1,586
当期純利益		9,397					9,397
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	11	9					9
土地再評価差額金の 取崩		11					11
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			70	△11	58	13	71
当期変動額合計	9	7,831	70	△11	58	13	7,902
当期末残高	△148	67,895	3,265	236	3,502	83	71,481

個別注記表 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、千歳支店、石狩 LNG 基地並びに供給設備のうち、天然ガス用設備、熱供給事業用設備、及び再生可能エネルギー発電設備は定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
導管	13～22年
機械装置及び工具器具備品	2～22年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用
均等償却をしております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ
時価法
 - (3) 棚卸資産
通常の販売目的で保有する棚卸資産
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 - 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。
 - 未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。
 - (3) ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

- (4) 保安対策引当金
ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。
 - (5) 器具保証引当金
販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。
 - (6) 工事損失引当金
ガス機器工事に係る将来の損失発生に備えるため、当事業年度末の未引渡工事についての翌事業年度以降の損失発生見込額を計上しております。
 - (7) 固定資産撤去損失引当金
有形固定資産の撤去費用に伴う支出に備えるため、支出見込額を計上しております。
 - (8) 修繕引当金
石狩 LNG 基地の浚渫工事に要する費用の支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。
 - ① 都市ガス事業
都市ガス事業においては、主に顧客へ都市ガスの供給・販売を行っております。当該ガス供給・販売については、「ガス事業会計規則」（1954年通商産業省令第15号）に則り、検針日基準にて収益を認識しております。
※検針日基準：毎月の検針により使用量を計量し、それに基づき算定される料金を当月分の収益とする。
 - ② 電力事業
電力事業においては、主に顧客へ電力の販売を行っております。当該電力販売については、顧客が電力を使用した時点で収益を認識することとしております。なお、実際に顧客が使用した電力量は、毎月の検針にて確定することから、決算月の検針日から決算日までに生じた収益については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第103-2項に基づいた方法にて見積ることにより認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書
前事業年度において区分掲記しておりました営業外収益の「試運転収入」（当事業年度51百万円）、営業外費用の「支払負担金」（当事業年度49百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度は「雑収入」、「雑支出」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価

当社は、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	1,166百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

235,584百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	7,073百万円
仕入高	15,950百万円
営業取引以外の取引高	325百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	544,745株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因	
繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 810円02銭
 - 1株当たり当期純利益 106円65銭
- （注）当社は2024年10月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

北海道瓦斯株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

北海道瓦斯株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道瓦斯株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第179期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第179期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を調査いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

北海道瓦斯株式会社 監査役会

監査役(常勤) 土谷 浩 昭 ㊞

社外監査役(常勤) 松嶋 一 重 ㊞

社外監査役 野崎 清 史 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	性別	当社における地位および担当		取締役のスキルマトリックス					
			取締役在任年数	取締役会出席回数	財 務 会 計 	リ ス ク マ ネ ジ ム ン ト 	営 業 マ ー ケ テ ィ ン グ 	D X I C T 	エネルギー 全般にわたる 技術的知見 	省エネ 再エネ 脱炭素 
1	再任 おおつき 大槻 博	男性	代表取締役会長 27年	12/12回 (100%)	●	●	●		●	●
2	再任 かわむら 川村 智郷	男性	代表取締役社長 社長執行役員 監査部・リスク管理担当 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長 3年	12/12回 (100%)	●	●		●		●
3	再任 いざわ 井澤 文俊	男性	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 8年	12/12回 (100%)	●	●				●
4	再任 まえや 前谷 浩樹	男性	取締役 常務執行役員 生産供給本部長 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当 6年	12/12回 (100%)		●		●	●	●
5	再任 かなざわ 金沢 明法	男性	取締役 常務執行役員 エネルギーサービス事業本部長 5年	12/12回 (100%)		●	●			●
6	再任 社外 独立 おかだみ 岡田美弥子	女性	社外取締役 6年	12/12回 (100%)		●	●			
7	再任 社外 独立 こいそ 小磯 修二	男性	社外取締役 3年	12/12回 (100%)		●				●
8	再任 社外 独立 わたぬき 綿貫 泰之	男性	社外取締役 2年	12/12回 (100%)		●	●			

(注) スキルマトリックスについては、取締役に求める基本スキルを各氏が保有していることを前提としつつ、そのなかでも特に期待するスキルを記載しております。

候補者番号 1	お お つ き ひろし 大 槻 博 (1949年7月11日生)	再 任
	取締役在任年数 27年	所有する当社株式の数 267,200株
		取締役会出席回数 12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年10月 当社入社
 1998年6月 同取締役
 2000年6月 同常務取締役
 2002年6月 同代表取締役副社長
 2008年4月 同代表取締役社長 社長執行役員
 営業本部長
 2015年10月 同代表取締役社長 社長執行役員
 エネルギーサービス事業本部長
 2021年4月 同代表取締役社長 社長執行役員
 監査部・リスク管理担当
 2022年6月 同代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

技術営業・生産供給などガス事業全般にわたる豊富な経験と高い知見を有し、2008年から代表取締役社長として当社グループの発展を牽引してきたとともに、取締役会議長として、取締役会における業務執行の意思決定や監督機能の強化に寄与してまいりました。引き続き、当社の中長期的な企業価値向上に優れた経営手腕を発揮することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 2	かわ むら ち さと 川 村 智 郷 (1969年3月9日生)	再 任
	取締役在任年数 3年	所有する当社株式の数 24,800株
		取締役会出席回数 12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年4月 当社入社
 2017年4月 同エネルギー企画部長
 2020年4月 同次世代プラットフォーム検討プロジェクト部長
 2021年4月 同執行役員
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長
 2022年4月 同執行役員
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部長
 2022年6月 同代表取締役社長 社長執行役員
 監査部・リスク管理担当
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

経営企画全般に加え、電力事業の立ち上げ、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による事業構造の変革など、新たな分野での経験を積み重ねてまいりました。2022年からは代表取締役社長として、北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」を強力に推進し、DXを核とした経営基盤の強化に取り組んでおります。引き続き、当社の中長期的な企業価値向上に優れた経営手腕を発揮してグループを牽引できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 3	い ざわ ふみ とし 井 澤 文 俊 (1964年12月19日生)	再 任
	取締役在任年数 8年	所有する当社株式の数 65,600株
		取締役会出席回数 12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
 2014年3月 同営業副本部長付 北ガスフレアスト南株式会社出向
 北ガスフレアスト南株式会社 代表取締役社長
 2015年4月 当社執行役員 企画部長
 2017年6月 同取締役 常務執行役員
 経営企画本部長 経営企画部長
 2019年6月 同取締役 常務執行役員
 経営企画本部長 経営企画部長
 北海道LNG株式会社 代表取締役社長 (現任)
 2021年4月 当社取締役 常務執行役員
 経営企画本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

経営企画全般と原料調達を担当し、企業経営や財務における高い見識も有しており、再生可能エネルギーの導入拡大によるカーボンニュートラル推進、住宅賃貸事業および北ガスグループ経営計画「Challenge 2030」の施策を着実に進めております。これらの豊富な経験をいかし、今後も経営課題解決の推進、安定的かつ適切な資源調達などに寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

まえ や ひろ き
前 谷 浩 樹

(1967年8月12日生)

再任

取締役在任年数

6年

所有する当社株式の数

53,600株

取締役会出席回数

12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社
 2014年 4月 同エネルギービジョンプロジェクト部長
 2015年 4月 同執行役員
 スマートエネルギーシステム&ネットワーク推進副本部長
 エネルギービジョンプロジェクト部長
 2019年 6月 同取締役 常務執行役員
 エネルギーサービス事業本部長
 2021年 4月 同取締役 常務執行役員
 生産供給本部長
 デジタルトランスフォーメーション・構造改革推進部担当
 2022年 4月 同取締役 常務執行役員
 生産供給本部長 供給事業部長
 技術開発研究所・人材開発センター担当
 2023年 4月 同取締役 常務執行役員
 生産供給本部長 供給事業部長
 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当
 2024年 4月 同取締役 常務執行役員
 生産供給本部長
 保安推進部・技術開発研究所・人材開発センター担当 (現任)

取締役候補者とした理由

エネルギーサービス事業本部長や生産供給本部長を歴任し、電力事業の立ち上げなど、幅広く当社施策を主導してきたとともに、技術開発研究所の担当として、当社の技術分野を牽引しております。これらの経験をいかし、「安全・安心・安定供給」の強化や省エネ、脱炭素に係る技術開発の分野で経営に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

かな ざわ あき のり
金 沢 明 法

(1964年8月8日生)

再任

取締役在任年数

5年

所有する当社株式の数

40,500株

取締役会出席回数

12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
 2008年 7月 同監査室長
 2012年 4月 同千歳支店長
 2014年 4月 同執行役員 営業企画部長
 2017年 10月 同執行役員
 フレアスト新会社担当
 北ガスフレアスト株式会社 代表取締役社長
 2020年 6月 当社取締役 常務執行役員
 エネルギーサービス事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

グループ会社の経営経験や、本社・支店等で営業・マーケティングを担当するなどの豊富な経験を有し、エネルギーサービス事業において、着実な実績を上げております。エネルギーサービス事業本部長として、今後も更なる天然ガスの普及拡大・お客さまとの関係強化に加え、総合エネルギーサービス事業の展開、省エネサービスの推進などに寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

おか だ み や こ
岡 田 美 弥 子

(1964年7月31日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数

6年

所有する当社株式の数

14,600株

取締役会出席回数

12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年 4月 北海道大学大学院経済学研究科 講師
 2003年 4月 同助教授
 2007年 4月 同准教授
 2018年 10月 北海道大学大学院経済学研究院 教授 (現任)
 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

北海道大学大学院経済学研究院の教授を務め、経営学の分野について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2019年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見をいかして、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

候補者番号 7	こ いそ しゅう じ 小 磯 修 二 (1948年5月14日生)	再任 社外 独立
	取締役在任年数 3年	所有する当社株式の数 7,000株
		取締役会出席回数 12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年 4月 北海道開発庁 入庁
 1989年 4月 北海道開発局 国際室長
 1999年 6月 釧路公立大学教授 地域経済研究センター長
 2008年 4月 釧路公立大学学長
 2012年 9月 北海道大学公共政策大学院 特任教授
 2017年 4月 一般社団法人 地域研究工房 代表理事 (現任)
 2020年 4月 北海道大学公共政策大学院 客員教授
 2020年 6月 公益社団法人 北海道観光振興機構 会長
 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
 2023年 4月 北海道文教大学 特任教授 地域創造研究センター長 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

北海道開発庁企画調整官や釧路公立大学学長を歴任するなど、地域経済・地域振興について専門的な知見と豊富な経験を有しており、2022年から当社社外取締役を務めております。今後も社外取締役として当該知見をいかして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

候補者番号 8	わた ぬき やす ゆき 綿 貫 泰 之 (1962年1月8日生)	再任 社外 独立
	取締役在任年数 2年	所有する当社株式の数 0株
		取締役会出席回数 12/12回 (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 日本国有鉄道に入る
 2005年 6月 北海道旅客鉄道株式会社
 鉄道事業本部 営業推進本部営業部長
 2011年 11月 同取締役 総務部長
 2016年 6月 同取締役 函館支社長
 2018年 6月 同常務取締役 総合企画本部長
 2020年 6月 同取締役副社長
 2021年 6月 当社社外監査役
 2022年 6月 北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 (現任)
 2023年 6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由等

2022年から北海道旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を、また、2021年からは当社社外監査役および社外取締役を務めております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うことで、コーポレートガバナンスの強化が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 岡田美弥子氏、小磯修二氏および綿貫泰之氏は社外取締役の候補者です。
 3. 社外取締役候補者の各氏と当社との間では会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合は当該契約を継続する予定です。なお、各氏との当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、それぞれ法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。
 4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は当社ウェブサイトに掲載している第179回定時株主総会招集ご通知の事業報告「**[3]**会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

一層の監査体制の充実・強化を図るため、監査役1名を増員することとし、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

ほん ま
本 間 あづみ (1974年2月20日生)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数

0 株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1994年 4月 住友生命保険相互会社入社
2002年 6月 住友生命保険相互会社退社
2002年 8月 本間社会保険労務士事務所（現 社会保険労務士法人
MIKATA）設立
2014年12月 ワーク&ライフインテグレーション株式会社設立
代表取締役（現任）
2022年 1月 社会保険労務士法人MIKATA設立 代表社員（現任）

社外監査役候補者とした理由

社会保険労務士として、多岐にわたる企業の労務管理や働き方改革の推進に携わるなど、人事労務に関する豊富な業務経験と高度な見識を有しております。これらの専門性や経験をいかし、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。なお、当社は同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出る予定です。

(注) 1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は社外監査役の候補者です。

3. 当社は、同氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を新たに締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額または1,000万円のいずれか高い額となります。

4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は当社ウェブサイトに掲載している第179回定時株主総会招集ご通知の事業報告「**[3]**会社役員に関する事項」に記載のとおりです。同氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

5. 同氏の選任が承認された場合、同氏の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

＜ご参考＞監査役会の構成について

本議案が可決された場合、監査役は社外監査役３名を含む４名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏 名	性 別	当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数		
つち や 土 谷	ひろ あき 浩 昭	男性	監査役 (常勤)	12／12回 (100%)	13／13回 (100%)	
社外 独立	まつ しま 松 嶋	かず ふさ 一 重	男性	社外監査役 (常勤)	12／12回 (100%)	13／13回 (100%)
社外 独立	の ぎき 野 崎	き よ し 清 史	男性	社外監査役	12／12回 (100%)	13／13回 (100%)
社外 独立	ほん ま 本 間 あづみ	女性	社外監査役	—	—	

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てに関する具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬額については、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とすること、また、2014年6月25日開催の第168回定時株主総会において、前記報酬額の範囲内、かつ、年2,000個の範囲内で、取締役に対して株式報酬型ストック・オプション制度として、新株予約権を付与することにつきご承認いただいております。

上記を踏まえた現在の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動の要素を取り入れた株式報酬型ストック・オプションにより構成しております。

今般、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、報酬体系の整備を行いました。

具体的には、役位および職責に応じた基本報酬、事業年度ごとの業績向上へのインセンティブとしての業績連動報酬および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬に構成を変更いたします。

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、前記報酬額の範囲内で割当てる譲渡制限付株式の具体的な内容の決定につきご承認をお願いするものです。

また、本議案における対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的などを踏まえ、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の審議を経て取締役会において決定されており、相当であると判断しております。

なお、本制度の導入に伴い、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、当該制度に基づく新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

<取締役の報酬構成イメージ>

現行体系



改定体系



記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当てに関する具体的な内容

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、取締役会決議に基づき、対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として前記報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給する。対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式1株あたりの払込金額は、その発行または処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数は、80,000株をその上限とする。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を調整する。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたり、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結する。（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」という。）

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式に関する払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員等および従業員のいずれの地位からも退任または退職した時点までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

以下のいずれかに該当する場合、本株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、以下②および③に該当する場合においては、当該事象の発生あるいは承認までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について譲渡制限を解除する。

- ① 上記（１）の譲渡制限期間が満了した場合。
- ② 対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会までの期間中に、死亡または任期満了その他正当な理由により、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員等および従業員のいずれの地位から退任または退職することが確定した場合。
- ③ 本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認され、本株式の譲渡制限解除について当社の取締役会で決議された場合。
- ④ 当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」という。）が開始された場合であって、対象取締役から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があり、本株式の譲渡制限を解除する日を取締役会が別途定めた場合。
- ⑤ その他、取締役会で決議された場合。

(3) 無償取得事由

- ① 当社は、上記（２）②および③の定める場合において、取締役会で決議のうえ、譲渡制限が解除されていない本株式を無償で取得する。
- ② その他、取締役会で決議された場合。

(4) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、取締役会において定めるものとする。

(注) 1. 現在の対象取締役は5名であり、第1号議案が原案通り承認可決された場合においても変更はありません。
2. 本議案のご承認を条件として、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を本議案の内容と整合するように変更することについて、2025年5月19日の当社取締役会において決議しております。
3. 本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員等に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上

～ 当社グループのカーボンニュートラルへの挑戦 ～



1 北ガス石狩風力発電所の運転開始

当社グループが初めて自社で建設する風力発電所の「北ガス石狩風力発電所」が2025年3月に運転を開始いたしました。本発電所は、石狩 LNG 基地構内の北ガス石狩発電所と連携することで、風況に関わらず常に一定の発電量となるように調整されます。この取り組みは、発電量が季節や天候に左右されるという再エネ普及における課題の解決に向けた新たなエネルギーモデルの構築を実現するものです。

北ガス石狩発電所のガスエンジン発電機による北海道初の出力変動調整モデルの確立

1. 再エネ普及拡大における課題

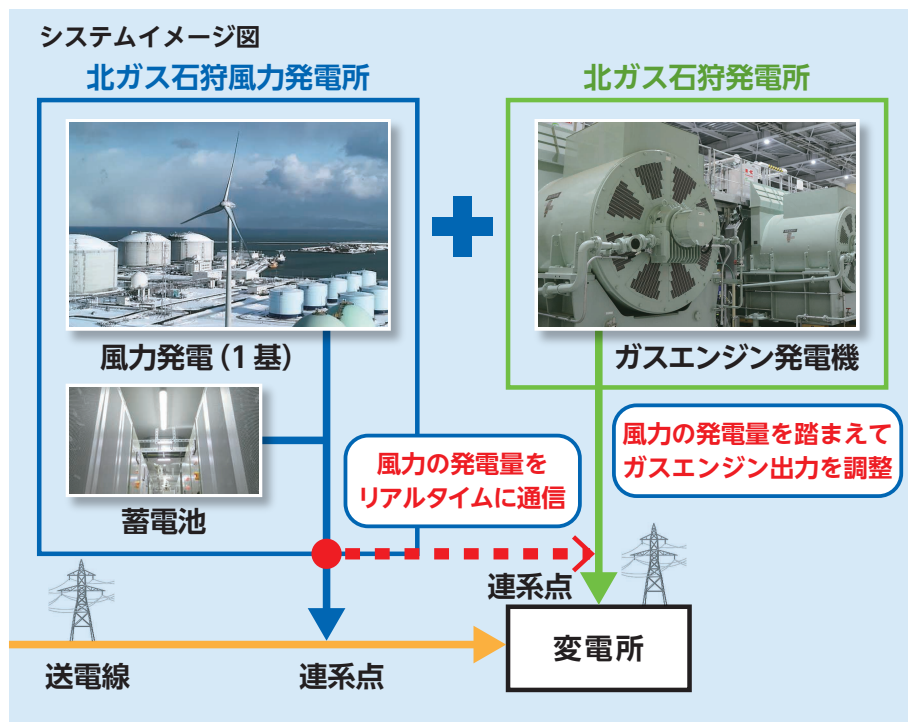
再エネは、発電量の急激な変化により需要と供給のバランスを崩さないよう、安定的に発電できる電源や蓄電池などと組み合わせる運用が求められます。

これが、コスト面や技術面における再エネ普及の課題の1つとなっています。

2. 北ガス石狩風力発電所の特徴

風況に応じて変化する発電量に対し、異なる連系点にある北ガス石狩発電所のガスエンジン発電機が自動で発電量を調整し、常に一定の出力で送電網に接続することで、送電ネットワークの負荷を軽減します。

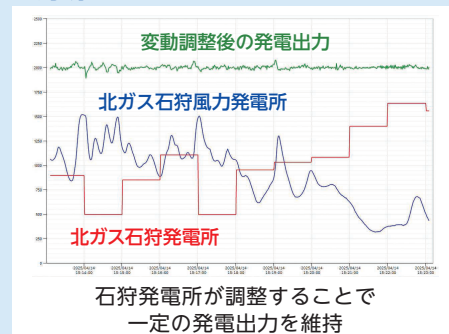
当社グループは、本発電所を通じてノウハウを蓄積し、新たなエネルギーモデルの確立と再生可能エネルギーの普及拡大を進め、北海道における「エネルギーと環境の最適化による快適な社会の創造」を実現してまいります。



風力発電所とガスエンジンの監視・制御



出力調整イメージ図



2 カーボンニュートラル拠点整備の検討開始

エネルギーインフラが集まる苫小牧地区において、国内有数の再生可能エネルギーポテンシャルを有する北海道のGX推進を目指し、将来的な水素・e-メタン*導入等を見据えたカーボンニュートラル拠点となる新たな LNG 基地の建設検討を2025年1月より開始いたしました。

当社グループは今後も想定される天然ガス (LNG) 需要の増加に確実に対応し、将来のカーボンニュートラル時代の道筋を描くことで、北海道のエネルギー安定供給とGXの推進に貢献してまいります。

*グリーン水素等の非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタンに対して用いる呼称。

検討場所	苫小牧市字弁天 (苫小牧港管理組合所有地)
検討設備	LNG 基地 (外航船受入設備、LNG タンク、LNG 気化器、内航船・ローリー出荷設備等)、水素・e-メタン活用設備ほか



(検討場所：苫小牧東港)

～100株以上保有の株主さまへ 2025年度株主さま施設見学会のご案内～

当社グループの事業運営についてご理解を深めていただくために、当社施設等の見学会を開催いたします。皆さまのご応募を心よりお待ちしております。



コースA

2025年9月12日（金）

会場 北ガスグループ本社ビル・
北ガス札幌発電所

定員▷10組20名様
時間▷10:00～13:00





コースB

2025年9月19日（金）

会場 石狩LNG基地・
PRセンター

定員▷15組30名様
時間▷13:00～16:30





コースC

2025年9月26日（金）

会場 新さっぽろ
エネルギーセンター

定員▷15組30名様
時間▷13:00～16:30



参加費

無料（ご自宅から集合・解散場所までの往復交通費は各自でご負担ください）

申込方法

当社ウェブサイトをご確認のうえ、お申込みください

<https://www.hokkaido-gas.co.jp/ir/irinfo/investor/return/kengaku>



申込締切

2025年6月30日（月）

結果発表

応募者多数の場合は、抽選とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
抽選結果は、2025年7月中旬頃に郵便はがきでお知らせいたします。

株主総会会場のご案内

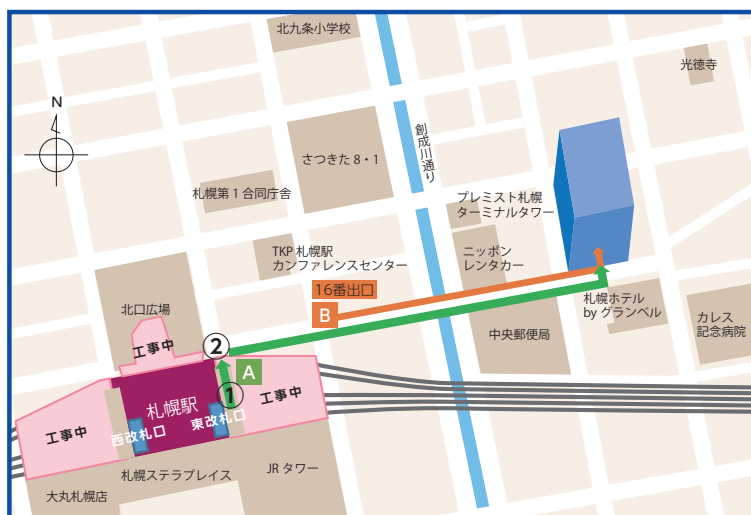


北ガスグループ本社ビル 2階

札幌市東区北七条東二丁目1番1号

※会場には駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関等をご利用願います。

アクセス



JR「札幌駅」東改札口より 徒歩8分

A ①東改札口より、北口の案内看板に向かって進み、建物を出ます。



②建物を出て、東へ真っすぐ進みます。



地下鉄「さっぽろ駅」16番出口より 徒歩5分

B 16番出口を出て、東へ真っすぐ進みます。

